

「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第7版)」 (概要)

平成24年6月5日
経済局国際貿易課

5月31日、「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第7版)(注)」が、WTOによって作成・公表されたところ、ポイント次のとおり。今回の報告書は、2011年10月から2012年5月までの間にG20諸国により採られた措置(WTO協定等と統合的な措置も含む)が対象。

【報告書のポイント】

- 新たな貿易制限的措置は引き続き増加傾向(前期108件→今期124件)。
- 一方で、貿易制限的措置の撤廃は進まず(前期28件→今期21件)。
- 金融危機後に導入された貿易制限的措置が世界貿易に与える影響は上昇(前期約2%→今期約3%)。

(注)本報告書は、世界経済・金融危機を受けて採られる保護主義的貿易措置を監視するため、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおけるG20首脳の要請に基づき、定期的にWTOが作成・公表しているもの。

1. 報告書の概要(抄)

- (1) 過去7か月間、G20諸国による、新たな貿易制限的措置への依存が弱まる兆候はほとんど見られず、既存の貿易制限的措置を撤廃するという約束の実現に向けた進捗は極めて遅い。G20諸国は、保護主義圧力に抵抗するために、一層の努力を払う必要がある。各国経済は困難に直面しているが、より国家主義的で、内向的な政策に向かおうとする誘惑に抵抗しなくてはならない。このような内向的な政策は問題を解決せず、貿易相手国の報復を招くリスクをはらむ。
- (2) 世界経済の回復は弱く、失業率は高止まりしている。世界経済の後退が主な原因となって、世界貿易の拡大率は昨年著しく低下した。2011年の物品貿易はわずか5%の拡大を示したのみで、2010年の13.8%から大きく後退した。世界経済はモメンタムを失っており、2012年には貿易の伸びはより減退し、3.7%と予想されている。これは、過去20年間の平均である5.4%を下回ることとなる。
- (3) 昨年10月以降、124件の新たな貿易制限措置が新たに記録されており、これらはG20諸国の物品輸入の1.1%に影響を与え、全世界では0.9%に影響を及ぼしている。主要な措置として、貿易救済措置、関税率の引上げ、輸入許可、税

関規制等が挙げられる。こうした輸入制限措置は、場合によっては、新たな法律の制定ではなく、通関手続を遅らせるなどの行政手続の形で行われている。このような一般的な貿易制限措置に加え、免税、補助金、政府調達における国内産品優遇措置等が上記数字に加わる。最近の傾向として、こうした措置を経済危機の影響を一時的に緩和することを目的に導入するのではなく、国内産業育成を通じて長期的な回復をはかるために導入する例が目立っている。一部の国は輸入代替政策を経済成長の柱として位置付けるような主張を行っている。

(4) モニタリング作業開始後に導入された貿易制限的措置のほとんどが現在も適用されており、貿易制限的措置802件のうち、これまでに撤廃された措置は18%にすぎず、前回(2011年10月)の19%から更に悪化している。金融危機後に導入された貿易制限的措置が世界貿易に与える影響は、3%近く(G20では4%近く)まで上昇している。

(5) 多角的貿易体制は岐路に立たされているものの、更なる貿易自由化は、多角的貿易体制に対する信頼への重要な源である。貿易自由化、現下の経済危機からの脱出及び多角的貿易アジェンダの前進のためには更なる国際協調が必要である。

2. 新たに導入された主な措置(2011年10月中旬-2012年5月中旬)

国名	措置の内容
日本	該当案件なし
中国	レアアース等の輸出割当
	日本及び米国からのレゾルシノールに対するアンチダンピング調査
インド	通信分野における国内製品優遇措置
	国内電気製品の優先調達
インドネシア	輸出に制限を設ける新鉱業法の施行
ブラジル	ブラジル・メキシコ自動車協定見直し
	「バイ・ブラジリアン」条項を含む政府調達に係る法律
アルゼンチン	事前輸入宣誓供述書による承認手続

(了)